

事 務 連 絡
平成23年4月12日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）
中 核 市 支援給付担当者 御中

厚生労働省社会・援護局援護企画課
中国孤児等対策室生活支援班給付係長

東日本大震災及び長野県北部の地震による被災者に係る
保険料の取扱い等について（情報提供）

平素より、中国残留邦人等に係る支援給付の推進につき格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

標記について、別添のとおり、平成23年3月31日付け各都道府県介護保険担当主管課（部）、国民健康保険主管課（部）、後期高齢者医療主管課（部）、各都道府県後期高齢者医療広域連合事務局宛て厚生労働省老健局介護保険計画課、保険局国民健康保険課、保険局高齢者医療課連名事務連絡（別添1）並びに同日付け各都道府県市町村税主管課（部）、介護保険主管課（部）、国民健康保険主管課（部）、後期高齢者医療主管課（部）、各都道府県後期高齢者医療広域連合事務局宛て総務省自治税務局市町村税課、厚生労働省老健局介護保険計画課、保険局国民健康保険課、保険局高齢者医療課連名事務連絡（別添2）が発出されましたので情報提供いたします。

つきましては、介護保険担当部局等との連携を十分に図り、下記の事項に留意の上、事務処理に遺漏なきを期されますよう、管内実施機関に周知されるようお願いいたします。

記

1 被災のため介護保険料の納付を減免又は徴収猶予された被支援者に係る支援給付の決定について

被災のため第1号保険料の納付が困難な者については、介護保険法第142条及び市区町村の条例に基づき、保険料の減免又はその徴収を猶予することができることとされているが、被支援者について当該減免又は徴収猶予が適用さ

れた場合は、老齢基礎年金等の収入認定や介護保険料加算の算定にあたり、賦課された保険料の実際に即した支援給付の決定を行うこと。

2 特別徴収の方法による徴収額の還付金の取扱いについて

別添事務連絡に基づき、保険料の減免が行われる被災した被支援者に対して、減免決定後の保険料の額と特別徴収の方法により徴収された額との差額(免除の場合は特別徴収の方法により徴収された額)の還付が行われた場合は、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付の実施要領」(平成20年3月31日付け社援発第0331008号社会・援護局長通知(以下「実施要領」という。))に基づき当該還付金は、支給された時点における収入として翌年の6月に実施要領第7の3の(2)のイの年金以外の公的給付金等の収入として認定すること。なお、この場合は既に老齢基礎年金等から天引きされた特別徴収額の減免、免除に係る支援給付の変更は要しないこと。

3 被災市町村における公的年金からの特別徴収の中止が行われた場合の適切な事務処理について

別添の事務連絡に基づき、被災した被支援者の保険料の減免又は徴収猶予が行われる場合には、本年6月及び8月に予定されている当該保険料の特別徴収の方法による徴収が中止され、普通徴収の方法により徴収されることとなるため、介護保険担当部局等と適切に連携を図り、支援給付の変更決定等の事務処理について遺漏なきを期されたい。